



# 鳥取県公報

令和3年10月22日(金)  
第9344号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	生活保護法による指定医療機関の変更の届出 (551) (福祉監査指導課) . . . . . 2
	生活保護法による指定医療機関の休止の届出 (552) (〃) . . . . . 2
	指定自立支援医療機関の指定の辞退 (553) (障がい福祉課) . . . . . 2
	鳥取県産和牛の保護及び振興に関する条例に規定する特定種畜 (554) (畜産課) . . . . . 2
	保安林の指定予定 (5件) (555~559) (森林づくり推進課) . . . . . 3
	保安林の指定の解除予定 (560) (〃) . . . . . 5
	公共測量の実施 (561) (県土総務課) . . . . . 5
	砂利採取法による採取計画の認可の公表 (562) (鳥取県土整備事務所) . . . . . 5
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (教育委員会事務局教育環境課) . . . . . 6

# 告 示

## 鳥取県告示第551号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から薬局の名称を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和3年10月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

薬局

名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
すばる薬局	東伯郡三朝町大字山田677-5	令和3年7月1日

## 鳥取県告示第552号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から診療所を休止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和3年10月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
虹の森クリニック	倉吉市八屋203-7	令和3年9月16日

## 鳥取県告示第553号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定に基づき、指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

令和3年10月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の名称	開設者の住所	指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	自立支援医療の種類	辞退年月日
有限会社杉の子薬局	鳥取市湖山町東三丁目67	わらべ薬局	鳥取市湖山町東三丁目67	精神通院医療	令和4年3月31日

## 鳥取県告示第554号

鳥取県産和牛の保護及び振興に関する条例（令和2年鳥取県条例第52号）第2条第2項の規定に基づき、特定種畜を次のとおり告示する。

令和3年10月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名号	個体を識別する番号	指定の日	備考
白鵬85の3	12592-9723-5	令和2年4月1日	
元花江	13478-6939-8	〃	

鵬勝 1	08615-4516-0	〃	検定中
菊花久	13447-3491-0	〃	〃
久福也	12443-8385-0	〃	〃
智頭白鵬	14213-8830-2	〃	〃
白弓 6	14067-8973-5	〃	〃
美照清	15522-0098-6	令和2年7月1日	〃
花国茂忠	15655-5152-5	令和2年10月1日	〃
福勝忠	08638-3076-9	令和3年4月1日	〃
翠	15735-9297-8	令和3年10月1日	〃

### 鳥取県告示第555号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年10月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所  
米子市久米町53の3、195の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、米子市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 鳥取県告示第556号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年10月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所  
倉吉市関金町明高字山神谷435の4、436、字山神前474、482の2
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 鳥取県告示第557号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年10月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所  
東伯郡三朝町大字横手字高尾366の2、379
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 鳥取県告示第558号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年10月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所  
日野郡日南町上萩山字新田山486の8（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、日南町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 鳥取県告示第559号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年10月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所  
日野郡日南町上萩山字新田山486の8（次の図に示す部分に限る。）
  - 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐は、択伐による。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、日南町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**鳥取県告示第560号**

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年10月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所  
日野郡日野町福長字論田1169の4、1169の7、1169の8
- 2 保安林として指定された目的  
水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

**鳥取県告示第561号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和3年10月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和3年8月13日から同年12月31日まで
- 3 作業地域 鳥取市鹿野町岡木地内

**鳥取県告示第562号**

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

令和3年10月22日

鳥取県鳥取県土整備事務所長 河 田 英 明

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	認可の内容	認可年月日

		砂利採取場の所在地及び面積	採取をする砂利の種類及び数量	採取の期間	
有限会社湯川建設 代表取締役 湯川 繁	鳥取市湖山町東四丁目90	鳥取市湖山町西三丁目515-1 (2,546平方メートル)	砂(5,618.67立方メートル)	令和3年8月23日から令和4年8月23日まで	令和3年8月23日
有限会社パイプフレンド 代表取締役 千馬 幹男	鳥取市湖山町北三丁目468	鳥取市伏野字砂浜2317外1筆 (6,477.06平方メートル)	砂(5,960.62立方メートル)	令和3年10月4日から令和4年10月3日まで	令和3年10月4日

## 調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年10月22日

鳥取県立境港総合技術高等学校長 田 中 宏 明

### 1 調達内容

#### (1) 業務の名称及び数量

鳥取県海洋練習船「若鳥丸」第二種中間検査に係る整備及び修繕 一式

#### (2) 業務の仕様

入札説明書による。

#### (3) 業務の期間

令和3年12月23日から令和4年2月16日まで

#### (4) 履行場所

落札者が所有し、又は借り受けているドライドック（乾船渠）

#### (5) 入札書の記載方法

入札書に記載する金額は、契約申込金額（課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税を含めた金額とする。）とし、併せて、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

### 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

#### (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

#### (2) 平成30年鳥取県告示第519号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が車両・船舶及び航空機類の船舶部品及び修理に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を令和3年10月29日（金）正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

#### (3) 令和3年10月22日（金）から同年12月3日（金）（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付発出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

#### (4) 令和3年10月22日（金）から同年12月3日（金）（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）

までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

- (5) 造船法（昭和25年法律第129号）第2条第1項の規定による国土交通大臣の許可を受けている者であること。
- (6) 船舶安全法（昭和8年法律第11号）第5条第1項第2号に規定する中間検査を確実に実施する体制が整備されている者であること。
- (7) 平成23年4月1日以降に、国又は地方公共団体が所有する漁業に関する実習、練習、調査、取締り等を目的とする総トン数500トン以上の船舶を対象としたこの公告に示した業務と同様の業務について、国又は地方公共団体と契約を締結し、誠実に履行した実績を有する者であること。

### 3 契約担当部局

鳥取県立境港総合技術高等学校

### 4 入札手続等

#### (1) 入札手続に関する問合せ先

〒684-0043 境港市竹内町925

鳥取県立境港総合技術高等学校

電話 0859-45-0411

電子メール sakaisogo-h@mailk.torikyo.ed.jp

#### (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

#### (3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、令和3年10月22日（金）から同年11月16日（火）までの日にインターネットの鳥取県立境港総合技術高等学校ホームページ（<http://www.torikyo.ed.jp/sakaisogo-h/>）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

##### ア 交付期間及び時間

令和3年10月22日（金）から同年11月16日（火）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に交付する。ただし、交付期間最終日は、正午までとする。

##### イ 交付場所

(1)に同じ

#### (4) 入札説明会の日時及び場所

(1)の場所で令和3年11月30日（火）午後1時から行う。

#### (5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

#### (6) 入札及び開札の日時及び場所

##### ア 日時

令和3年12月3日（金）午後1時。ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月2日（木）午後5時までとする。

##### イ 場所

(1)に同じ

## 5 入札参加者に要求される事項

- (1) 本件入札は、紙入札により行うものであること。
- (2) 入札者は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (3) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に令和3年11月16日(火)午後5時まで提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (4) 入札参加者は、(3)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 6 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第14条の規定により入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 その他

## (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

## (2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

## (3) 契約書作成の要否

要

## (4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

## (5) 手続における交渉の有無

無

## (6) その他

詳細は、入札説明書による。

## 8 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required : Maintenance and repair II mid-term inspection of the training vessel Wakatori maru, 1 set

(2) November 16, 2021 5:00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) December 3, 2021 1:00 PM : Time-limit for submission of tenders

(December 2, 2021 5:00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact point for the notice : Tottori Prefectural Sakaiminato Comprehensive Technical High School  
925 Takenouchi-cho, Sakaiminato-shi, Tottori 684-0043, Japan TEL : 0859-45-0411